

第 5 回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

令和 7 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分～午前 11 時 57 分

出 席 状 況	公益	5 / 5
	労側	4 / 5
	使側	4 / 5

○ 主な審議事項 公開・一部非公開

- 1 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）
- 2 特別小委員会における審議結果報告について
- 3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申）
- 4 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- 5 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について
- 6 その他

○ 審議要旨

- 1 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）
岩手県タクシー協会ほか 12 者から提出された異議申出書について審議され、原答申どおり決定することが適当であるか否かについて、採決の結果、賛成 8 人（労 4、公 4）、反対 4 人（使 4）で原答申（8 月 28 日答申）どおりとすることが適当であると議決され、答申された。
- 2 特別小委員会における審議結果報告について
委員長から、9 月 2 日、9 月 5 日及び 9 月 12 日に開催した特別小委員会審議結果について報告された。
- 3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申）
採決については労使による挙手で行うことが確認された。
「鉄鋼業・金属線製品、その他の金属製品製造業」、「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車小売業」については、全会一致で改正決定の必要性が認められ、「百貨店、総合スーパー」については、労働協約上の最も低い額が、改定後の岩手県最低賃金を下回るため、必要性有りと結論に達し得ないとなり、その結果について答申された。
- 4 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
改正決定の必要性が認められた 4 産業について、改正決定の諮問がなされた。
- 5 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について
事務局から、専門部会の設置、委員の構成、推薦公示及び参考人意見聴取の公示について説明された。
また、第 1 回専門部会を合同専門部会にすること、参考人意見聴取を各部会とも労使各 1 名とすることが確認された。
- 6 その他
事務局から、今後の審議日程について説明された。

○ その他
傍聴人 5 名。
報道機関 4 社、取材のため審議会を傍聴。